

市町村審査会について

障害者相談支援センター
総務・身体障害者支援課



1. 市町審査会の役割

- ▶ 障害支援区分に係る審査判定
- ▶ 支給要否決定に当たり必要に応じて意見聴くための専門機関



(1) 市町審査会の役割

▶事例紹介

「和歌山 A L S 訴訟」



2. 市町村審査会の構成

(1) 市町村審査会委員

▶ 委員に求められる資質

- ・ 障害保険福祉の学識経験を有する者
- ・ 中立かつ公正な立場で審査が行える者

* 身体障害・知的障害・精神障害・難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする



2. 市町村審査会の構成

(1) 市町村審査会委員

- ▶ 原則：都道府県が実施する委員に対する研修を受講
- ▶ 任期：2年（再任可能）
- ▶ 市町職員：原則委員になることはできない
- ▶ 委員：該当市町の認定調査員にはなれない
- ▶ 会長：委員の中から互選で選出



2. 市町村審査会の構成

(2) 合議体

- ▶ 構成委員：審査会委員のうち、会長が指名する者
- ▶ 定員：5人を標準に市町村が定める数とする。
最小3名
- ▶ 長の選出：委員の中から互選で1名選出



2. 市町村審査会の構成

(3) 審査会及び合議体の運営

- ▶ 会の招集：会長・合議体の長が招集
長はあらかじめ職務を代行する委員を指名
- ▶ 議決：委員の過半数の出席
- ▶ 審査会は第三者に対して非公開



2. 市町村審査会の構成

(4) その他

- ▶ 個人情報情報を削除した資料作成し
事前配布



Ⅲ市町村審査会資料 審査会の進め方

市町村審査会資料

- ▶ **P38参照**
- ▶ P11～参照：216パターン
- ▶ P38参照：総合評価項目得点表



Ⅲ市町村審査会資料

市町村審査会資料

- ▶ P38参照
- ▶ P11～参照：216パターン
- ▶ P38参照：総合評価項目得点表



Ⅲ市町村審査会資料

市町村審査会資料

- ▶ P38参照
- ▶ P11～参照：216パターン
- ▶ P38参照：総合評価項目得点表



IV 審査の進め方

- ▶ **一次判定結果の確定** : P49
- ▶ 障害支援区分の判定（二次判定） : P50
- ▶ 医師意見書 : P51
- ▶ 二次判定におけるポイント
（留意点） : P53



IV 審査の進め方

- ▶ 一次判定結果の確定 : P49
- ▶ 障害支援区分の判定 (二次判定) : P50
- ▶ 医師意見書 : P51
- ▶ 二次判定におけるポイント
(留意点) : P53



IV 審査の進め方

- ▶ 一次判定結果の確定 : P49
- ▶ 障害支援区分の判定 (二次判定) : P50
- ▶ **医師意見書 : P51**
- ▶ 二次判定におけるポイント
(留意点) : P53



IV 審査の進め方

- ▶ 一次判定結果の確定 : P49
- ▶ 障害支援区分の判定 (二次判定) : P50
- ▶ 医師意見書 : P51
- ▶ 二次判定におけるポイント
(留意点) : P53



その他

▶ 認定調査員マニュアルP91～P98

特記事項欄

▶ 認定調査員マニュアルP5

⑤特記事項の充実

▶ 審査会が付する意見 P54



その他

- ▶ 認定調査員マニュアルP91～P98
特記事項欄
- ▶ 認定調査員マニュアルP5
⑤特記事項の充実
- ▶ 審査会が付する意見 P54



その他

- ▶ 認定調査員マニュアルP91～P98
特記事項欄
- ▶ 認定調査員マニュアルP5
⑤特記事項の充実
- ▶ 審査会が付する意見 P54



ご清聴ありがとうございました